

平成26年第4回長与町議会定例会会議録（第6号）

招集年月日 平成26年12月 2日
 本日の会議 平成26年12月15日
 招集場所 長与町議会議場

出席議員

1番 饗庭 敦子 議員	2番 安部 都 議員	3番 内村 博法 議員
5番 分部 和弘 議員	6番 安藤 克彦 議員	7番 金子 恵 議員
8番 川井 哲雄 議員	9番 森 謙二 議員	10番 西岡 克之 議員
11番 岩永 政則 議員	12番 喜々津英世 議員	13番 佐藤 昇 議員
15番 山口憲一郎 議員	16番 堤 理志 議員	17番 西田 敏 議員
18番 河野 龍二 議員	19番 吉岡 清彦 議員	20番 竹中 悟 議員
21番 山口 経正 議員		

欠席議員

なし

職務のため出席した者

議会事務局 長 濱口 務 君 議事課 長 中山 庄治 君
 係 長 木須 美樹 君

説明のため出席した者

町 長 吉田 慎一 君	副 町 長 鈴木 典秀 君
教 育 長 黒田 義和 君	総 務 部 長 中山 祐一 君
企 画 振 興 部 長 松尾 義行 君	建 設 部 長 浦川 圭一 君
生 活 福 祉 部 長 田島 弘明 君	教 育 次 長 和泉 嘉彦 君
水 道 局 長 馬木 信一 君	会 計 管 理 者 松添 高明 君
企 画 振 興 部 理 事 藤田 茂 君	生 活 福 祉 部 理 事 益富 雅彦 君
教 育 委 員 会 理 事 永富 雅徳 君	政 策 推 進 課 長 荒木 重臣 君
総 務 課 長 古賀 洋 君	管 財 課 長 迎 英樹 君
税 務 課 長 田平 俊則 君	収 納 推 進 課 長 帯田 俊文 君
企 画 課 長 久保平敏弘 君	地 域 政 策 課 長 大津 鉄治 君
都 市 整 備 課 長 松邨 清茂 君	管 理 課 長 森 浩平 君
農 林 水 産 課 長 濱 伸二 君	福 祉 課 長 西平 隆邦 君
健 康 保 険 課 長 森川 寛子 君	介 護 保 険 課 長 松浦 篤美 君
住 民 課 長 村山 和聡 君	教 育 委 員 会 総 務 課 長 谷本 圭介 君
生 涯 学 習 課 長 帯田 由寿 君	ス ポ ー ツ 振 興 課 長 山口 正 君
水 道 課 長 吉田 邦彦 君	下 水 道 課 長 道端 和彦 君
会 計 課 長 山口 利弘 君	
農 業 委 員 会 事 務 局 長 松本 廣 君	監 査 事 務 局 長 森 省二 君

会議録署名議員

8番 川井 哲雄 議員

9番 森 謙二 議員

本日の会議に付した案件・・・・・・別紙日程のとおり

開会 9時30分

閉会 11時42分

平成26年第4回長与町議会定例会

議事日程（第6号）

平成26年12月15日（月）

午前9時30分開議

日程	議案番号	件名	備考
1	85	平成26年度長与町一般会計補正予算（第4号）	※総務
2	81	長与町国民健康保険条例の一部を改正する条例	※文厚
3	86	平成26年度長与町国民健康保険特別会計補正予算（第1号）	※文厚
4	82	長与町水道給水条例の一部を改正する条例	※建産
5	83	長与町公共下水道条例の一部を改正する条例	※建産
6	87	平成26年度長与町水道事業会計補正予算（第1号）	※建産
7	請願7号	長与町新図書館建設にかかる請願書	※総務
8	請願6号	長与町老人クラブの拠点となる交流施設の新設に関する請願書	※文厚
9	発委6号	長与町議会委員会条例の一部を改正する条例	
10	—	議員派遣の件	
11	—	委員会の閉会中の継続調査	

※付託された委員会

(開会 9時30分)

議長

(山口経正議員)

皆さん、おはようございます。

ただいまから本日の会議を開きます。

日程第1、議案第85号、平成26年度長与町一般会計補正予算(第4号)を議題とします。

ただいま議題としてあります議案について、委員長の報告を求めます。

総務常任委員長。

総務常任
委員長

(佐藤 昇議員)

去る12月8日、総務常任委員会に付託を受けました議案について、審査結果を報告いたします。

議案第85号、平成26年度長与町一般会計補正予算(第4号)につきましては、12月9日13時から委員全員出席のもと、説明員として鈴木副町長、黒田教育長、中山総務部長、田島生活福祉部長、浦川建設部長、和泉教育委員会次長、松添会計管理者、宮崎総務部理事、益富生活福祉部理事、その他関係職員の出席を求め、説明を受け、質疑を行いました。

歳入歳出それぞれ2億7,925万8,000円を追加し、総額128億2,923万9,000円になるものであります。

主な内容は、人事院勧告と人事異動による職員給与3,586万3,000円の減額補正と、障害者福祉費で自立支援給付費4,300万円など扶助費で6,490万円、国民健康保険特別会計繰入金1,496万1,000円、新保育所整備事業9,924万8,000円、放課後児童クラブ設置促進事業補助金760万円、保育所運営補助金4,012万7,000円、長与・時津環境施設組合負担金3,121万5,000円、公債費2,387万2,000円などで、財源としては国庫支出金、県支出金、繰入金、繰越金、町債などであります。

主な質疑として、選挙用掲示板の設置枚数はどうやって決定されるのかという質疑に対し、面積、人口で決定される。長与町は最大68カ所可能だが、それは選管で決定されるとの答弁でした。

ながよのじげもんに補助金として支出した102万5,000円はなぜ返還しなければならないのかという質疑に対し、平成20年に支出したもので、じげもんの机や椅子に対する補助である。県も国も補助対象であるということで認定されたが、会計検査院から、他県で指摘があり、県が追跡調査をし、この件が当てはまった。農協から入金後、国に返還するとのことでした。

消えている街路灯があるが、復旧がいつになるかわからないと言われたが、理由は何かという質疑に対し、古くなると部品が調達しづらくなる。業者に聞いても、いつ入荷するかわからないとの答弁でした。

道路新設改良費2,334万2,000円の財源組み替えの理由は何かという質疑に対し、町道自由が丘線で国の内示額が減額になったので、起債と一般財源で賄うようになったとのことでした。

新保育所と放課後児童クラブはどこに設置されるのかという質疑に対し、

保育所は榎の鼻区画整理事業地内、児童クラブは中央商店街の市場の横に設置するとのことでした。

個人事業主源泉所得税の徴収漏れの内訳と、相手が納得しているのかという質疑に対し、税理士8名、土地家屋調査士4名、建築士1名、弁護士1名、公認会計士1名、司法書士2名の計17名で、所得税法204条による、税務署より8月に点検要請があり、25年1月から26年3月までを調査し、問題があれば22年4月までさかのぼって調査した。各担当課が個別に訪問し、相手は納得しているとの答弁でした。

慎重に審査した結果、全会一致で可決すべきものと決しました。

以上、報告を終わります。

議 長

(山口経正議員)

しばらく休憩します。

(休憩9時36分～9時37分)

議 長

(山口経正議員)

会議を再開します。

総務常任

(佐藤 昇議員)

委員 長

失礼いたしました。

農協のじげもんに補助金として支出していたのは、102万5,000円でございます。訂正いたします。

議 長

(山口経正議員)

これから委員長報告に対する質疑を行います。

質疑はありませんか。

質疑なしと認めます。

これで質疑を終わります。

これから討論を行います。

まず、反対討論はありませんか。

次に、賛成討論はありませんか。

1番、饗庭敦子議員。

1 番

(饗庭敦子議員)

おはようございます。

私は、議案第85号、平成26年度長与町一般会計補正予算(第4号)について賛成の立場で討論いたします。

今回の補正は、歳入の主なものは国庫支出金、県支出金であり、歳出の主な内容は人事異動に伴う給与が中心だったというふうに思います。

その中で、保育所緊急整備事業補助金は、榎の鼻に新規に開設される保育所の分とのことで、待機児童解消につながると思います。また、放課後児童クラブ設置促進事業補助金は、長与小校区、中央市場付近に新設されることで、まるたんぼクラブ過剰人員が緩和されることは、子育て支援の充実の観点からもとても評価できます。

次に、個人事業主源泉所得税については、8月の長崎税務署による自主点検の行政指導で指摘を受けたとのことであり、個人事業主で業務委託し、委

託料として支払われたものに源泉所得税の徴収漏れがあったとのことで、全国的に起きている問題であるとは思いますが、今後は適切な事務処理を徹底することを指摘し、賛成討論といたします。

議長

(山口経正議員)

次に、反対討論はありませんか。

次に、賛成討論はありませんか。

討論なしと認めます。

これで討論を終わります。

これから日程第1、議案第85号、平成26年度長与町一般会計補正予算(第4号)を採決します。

本案に対する委員長の報告は、可決です。

本案は、委員長の報告のとおり決定することに御異議ありませんか。

(「異議なし」の声あり)

議長

(山口経正議員)

異議なしと認めます。

よって、本案は、原案のとおり可決されました。

日程第2、議案第81号、長与町国民健康保険条例の一部を改正する条例、日程第3、議案第86号、平成26年度長与町国民健康保険特別会計補正予算(第1号)を一括議題とします。

ただいま一括議題としています議案について、委員長の報告を求めます。

文教厚生常任委員長。

文教厚生
常任委員長

(河野龍二議員)

それでは、報告します。

去る12月8日、本会議におきまして文教厚生常任委員会に付託された議案について、審査の報告を行います。

議案第81号、長与町国民健康保険条例の一部を改正する条例は、12月9日、委員全員出席のもと、説明員として田島生活福祉部長、森川健康保険課長ほか関係職員を招き、審査をいたしました。

提案理由では、健康保険法施行令の改正に伴い、条例の第7条第1項中の出産育児一時金をこれまでの39万円から40万4,000円にすることなどの説明を受けました。

主な質疑は、今回の改正金額は全国同じなのかの問いに対し、改正内容は全国一律だが、自治体によって独自の条例で金額を変えることもできる。

本町の一時金をふやす考えはないのかの問いに対し、これまでも法令に準じてきたので、ふやす考えはない。

財源はどうなっているのかの問いに対し、国が3分の2、保険者が3分の1の財源である。

国、自治体の負担がふえるのかの問いに対し、産科医療補償制度の保険料がこれまで3万円だったのが、補償の対象が少なく、保険料を引き下げても補償が可能になり、保険料を1万4,000円引き下げられた。その分を支出するので、総額の負担増はない。

町の国保会計の現状の予算で大丈夫なのかの問に対し、当初から45人分の予算を組んでいたの、既定予算内で可能と考える。

改正内容は40万4,000円になっている。実質、一時金は42万円支給するので、わかりづらい。条例上はどうなっているのかの問に対し、条例中にただし書きがある。ここに上限3万円以内と明記してあるので、42万円の支給をする。3万円以内の文言を変えなかったのは、今後も産科医療補償の保険料の変更があるかもしれないので、そのまま残した。

以上のような質疑が行われ、採決の結果、原案どおり全会一致で可決しました。

続きまして、議案第86号、平成26年度長与町国民健康保険特別会計補正予算（第1号）については、12月9日、委員全員出席のもと、田島生活福祉部長、森川健康保険課長ほか関係職員を招き、審査を行いました。

提案理由では、歳入歳出に1億7,981万7,000円を追加し、歳入歳出総額を46億457万4,000円に改め、歳入では保険税の軽減世帯の増加と25年度の決算で繰越額が決定したため、歳出では平成27年1月からの新システムへの転用のため保健所などの印刷にかかわる費用、また、国の調整交付金である非自発的失業者の交付金が、25年度に行われた国の会計検査で指摘を受け、23年、24年の対象の交付金の算出を誤っていたので、調整交付金の返還が必要になったと説明を受けました。

主な質疑は、25年度の会計検査の指摘がなぜ今回の予算に歳出されるのかの問いに対し、会計検査が25年に行われ、指摘事項の確認の決定したのが現在になった。

保険税の軽減世帯がふえたとの理由は何かとの問に対し、平成26年の制度改正で軽減世帯の所得が緩和された。全体で331世帯の軽減世帯が新たにふえた。

新システムの対応はどのようなことかの問に対し、現在、ACOSで対応でしているが、今回、COKAS-ADIIに変更するため、保健所などがこれまでと違い、一人一人の印字になる。1月からの稼働なので、今回の補正に上げた。

非自発的失業者の算出誤りとはどのような誤りかの問に対し、軽減対象の制限を誤っていたので、対象者を多く申請していた。国保加入者からの差額徴収はないのかの問いに対し、保険税は問題ない。あくまでの交付金の申請誤りであったなどの●イジョウが行われ、採決の結果、原案どおり全会一致で可決いたしました。

以上、報告いたします。

議長（山口経正議員）

これから委員長報告に対する質疑を行います。

まず、議案第81号についての質疑はありませんか。

質疑なしと認めます。

次に、議案第86号についての質疑はありませんか。

質疑なしと認めます。

これで質疑を終わります。

これから議案第 8 1 号の討論を行います。

まず、反対討論はありませんか。

次に、賛成討論はありませんか。

反対、賛成、いずれでも結構です。討論はありませんか。

討論なしと認めます。

これで討論を終わります。

これから日程第 2、議案第 8 1 号、長与町国民健康保険条例の一部を改正する条例を採決します。

本案に対する委員長の報告は、可決です。

本案は、委員長の報告のとおり決定することに御異議ありませんか。

(「異議なし」の声あり)

議長

(山口経正議員)

異議なしと認めます。

よって、本案は、原案のとおり可決されました。

これから議案第 8 6 号の討論を行います。

まず、反対討論はありませんか。

次に、賛成討論はありませんか。

反対、賛成、いずれでも結構です。討論はありませんか。

討論なしと認めます。

これで討論を終わります。

これから日程第 3、議案第 8 6 号、平成 2 6 年度長与町国民健康保険特別会計補正予算(第 1 号)を採決します。

本案に対する委員長の報告は、可決です。

本案は、委員長の報告のとおり決定することに御異議ありませんか。

(「異議なし」の声あり)

議長

(山口経正議員)

異議なしと認めます。

よって、本案は、原案のとおり可決されました。

日程第 4、議案第 8 2 号、長与町水道給水条例の一部を改正する条例、日程第 5、議案第 8 3 号、長与町公共下水道条例の一部を改正する条例、日程第 6、議案第 8 7 号、平成 2 6 年度長与町水道事業会計補正予算(第 1 号)を一括議題とします。

ただいま一括議題としています議案について、委員長の報告を求めます。

建設産業常任委員長。

建設産業
常任委員長

(山口憲一郎議員)

それでは、報告いたします。

去る 1 2 月 8 日、本会議におきまして建設産業常任委員会に付託を受けました議案の審査結果について報告をいたします。

議案第 8 2 号、長与町水道給水条例の一部を改正する条例につきましては、1 2 月 9 日午前 9 時 3 0 分より、委員全員出席のもと、説明員として馬木水

道局長、吉田水道課長、そのほか関係職員の出席を求め、質疑を行い、慎重に審査をいたしました。

今回の改正は、指定給水装置工事事業者の指定申請に係る手数料を徴収するため所要の改正をするもので、改正の内容は、手数料を規定している第33条に、指定給水装置工事事業者指定申請1件につき手数料1万円を徴収する内容を追加し、あわせて条文の整理を行うものであるとの説明を受け、その後、質疑に入りました。

主な質疑といたしましては、今回の改正案、33条第1項第2号において、第4条に規定する給水装置の新設または改造を許可する場合等、新設と改造に限定されているが、第4条中における修繕及び撤去についての取り扱いはどのようにするのかとの質疑に対しては、一般的な修繕工事に関しては厚生労働省令で定める軽微な変更該当するため、本条例に規定する工事に該当しない。次に、撤去工事に関しては、その工事に付随する新設工事等において手数料を徴収することになるとの答弁でした。

また、今回改正する手数料はどういった用途に利用されるのかとの質疑に対しては、今回の改正は職員の事務費相当額を本条例に基づき徴収させていただくことを本旨としているので、それに基づき職員人件費へ充当することになる。具体的には、営業収益のその他営業収益の科目で受け入れ、損益勘定を通じて主に人件費として利用されるとの答弁でした。

そのほか、第33条第1項第1号の指定には規定があるが、また、件との表現は妥当なのかとの質疑に対しては、指定に係る期限はないので、企業が存続している限りにおいて永久に効力を発揮する。また、県内自治体における同法全てにおいて、件となっているとの答弁でした。

慎重に審査した結果、全会一致で可決すべきものと決しました。

次に、議案第83号、長与町公共下水道条例の一部を改正する条例につきましては、12月9日、委員全員出席のもと、説明員として馬木水道局長、道端下水道課長、そのほか関係職員の出席を求め、質疑を行い、慎重に審査を行いました。

今回の条例は、排水設備工事店の指定に係る申請の規定、当該排水設備工事店の指定に係る手数料の規定を追加するものであるとの説明を受け、その後、質疑に入りました。

主な質疑といたしましては、指定店の指定期間はどの程度かとの質疑に対しては、指定期間は5年間である。現在は指定期間は平成27年3月31日までとなっている。今回の改正は平成27年2月より施行し、手数料を徴収するが、指定期間は平成27年4月1日以降になるとの答弁でした。

また、新規の業者が指定店登録申請をした場合はどうなるのかとの質疑に対しては、新規登録については1万円の手数料である。なお、現年度についての登録については条例の適用がないので徴収できない。27年度以降の新規の指定登録については1万円いただくことになるとの答弁でした。

そのほか、年度途中においての申請は随時できないのか、法の規定で期間の取り扱いはとの質疑に対しては、現在、指定登録業者数が119社である。

随時とすれば、各社ばらばらとなり事務が煩雑化となるので、基準日を設けて5年間の期限を指定している。なお、長与町公共下水道排水設備指定工事店に関する規則、また、ほかの自治体も同様な取り扱いで行っているとの答弁でした。

慎重に審査した結果、全会一致で可決すべきものと決しました。

最後に、議案第87号、平成26年度長与町水道事業会計補正予算（第1号）につきましては、12月9日、委員全員出席のもと、説明員として馬木水道局長、吉田水道課長、そのほか関係職員の出席を求め、質疑を行い、慎重に審査をいたしました。

今回の補正は、資金的収入及び支出の支出で、資金的支出建設改良費を3,090万円の増額補正を行い、総額を4億6,418万7,000円とするもので、これは長崎市、諫早市、長与町及び時津町で共同処理していた水道用水供給事業の経営に関する事務が終了することに伴い、企業団から借り入れた企業債の一括繰り上げ償還に係る長与町負担額を補正するものであるとの説明を受け、その後、質疑に入りました。

主な質疑といたしましては、南部広域水道に借り入れた企業債を繰り上げ償還する目的で長与町が負担する費用は今後発生しないと理解してよいのかとの質疑に対しては、この目的による支出は今回限りとなるとの答弁でした。

また、本会議において、資産の有効活用するため、費用も含め長与町の負担は約7,400万円であると答弁を行っていたが、12月21日の全員協議会において提示された約5,400万円と異なっている。それぞれの内訳はとの質疑に対しては、全員協議会で説明をさせていただいた5,477万円は、今回補正予算で計上している企業団が借り入れた企業債の繰り上げ償還負担額の3,090万円と、一般会計が借り入れている出資債の繰り上げ償還額の2,387万円を加えた金額である。本会議で申し上げた、今まで企業団の支払った額1億680万円の中には、一般会計が借り入れている出資債の繰り上げ償還2,387万円が含まれている。また、企業団解散により新たに発生する負担額として、先述の企業債の繰り上げ償還負担額3,090万円と長与町の埋設の企業団送水管有効活用経費4,380万円の合計額7,470万円と、本会議にて説明を行ったという答弁でした。

審査の結果、全会一致で可決すべきものと決しました。

以上、報告を終わります。

議 長 (山口経正議員)

これから委員長報告に対する質疑を行います。

まず、議案第82号についての質疑はありませんか。

質疑なしと認めます。

次に、議案第83号についての質疑はありませんか。

質疑なしと認めます。

次に、議案第87号についての質疑はありませんか。

6番、安藤克彦議員。

6番 (安藤克彦議員)

おはようございます。

報告、お疲れさまです。

1点、報告の中で、これは読み誤りじゃないかなと思うんですけども、資産有効活用にするための費用の件ですね。全協で報告があったのを12月とおっしゃったんですけども、先月の話だったと思うので、これは11月じゃなかったでしょうか。その点、お伺いします。

議 長

(山口経正議員)

委員長。

建設産業

(山口憲一郎議員)

常任委員長

済みません、11月。訂正させていただきます。申しわけございません。

議 長

(山口経正議員)

ほかに質疑はありませんか。

質疑なしと認めます。

これで質疑を終わります。

これから議案第82号の討論を行います。

まず、反対討論はありませんか。

次に、賛成討論はありませんか。

反対、賛成、いずれでも結構です。討論はありませんか。

討論なしと認めます。

これで討論を終わります。

これから日程第4、議案第82号、長与町水道給水条例の一部を改正する条例を採決します。

本案に対する委員長の報告は、可決です。

本案は、委員長の報告のとおり決定することに御異議ありませんか。

(「異議なし」の声あり)

議 長

(山口経正議員)

異議なしと認めます。

よって、本案は、原案のとおり可決されました。

これから議案第83号の討論を行います。

まず、反対討論はありませんか。

次に、賛成討論はありませんか。

反対、賛成、いずれでも結構です。討論はありませんか。

討論なしと認めます。

これで討論を終わります。

これから日程第5、議案第83号、長与町公共下水道条例の一部を改正する条例を採決します。

本案に対する委員長の報告は、可決です。

本案は、委員長の報告のとおり決定することに御異議ありませんか。

(「異議なし」の声あり)

議 長

(山口経正議員)

異議なしと認めます。

よって、本案は、原案のとおり可決されました。

これから議案第87号の討論を行います。

まず、反対討論はありませんか。

次に、賛成討論はありませんか。

反対、賛成、いずれでも結構です。討論はありませんか。

討論なしと認めます。

これで討論を終わります。

これから日程第6、議案第87号、平成26年度長与町水道事業会計補正予算（第1号）を採決します。

本案に対する委員長の報告は、可決です。

本案は、委員長の報告のとおり決定することに御異議ありませんか。

（「異議なし」の声あり）

議 長

（山口経正議員）

異議なしと認めます。

よって、本案は、原案のとおり可決されました。

日程第7、請願第7号、長与町新図書館建設に係る請願書を議題とします。

ただいま議題としています請願について、委員長の報告を求めます。

総務常任委員長。

総務常任
委員長

（佐藤 昇議員）

報告いたします。

12月2日に総務常任委員会に付託を受けました請願第7号、長与町新図書館建設に係る請願書の件につきましては、12月10日9時30分から、委員全員出席のもと、紹介議員と請願人に出席を求め、説明を受け、質疑を行いました。

まず、紹介議員から趣旨説明を求め、新図書館について町民に説明があっていない、なぜ現地建てかえができないのか。平成16年から現在に至るまでの経緯と土地購入に対する問題点の指摘がありました。

次に、請願人からの説明を求め、図書館建設には賛成であるが、納税者が納得のいく形でないといけない。住民と行政と議会がざくばらんに話せることが重要である。現地での図書館、公民館の合築を検討してほしい。現地と榎の鼻とのメリット、デメリットをはっきりさせ、比較検討してほしいとの丁寧な説明がありました。

主な質疑として、町長のマニフェストには重点施策の真っ先に、町行政の情報を公開し、町民の話を聞き、ガラス張りの町政を行いますとあるが、情報発信の不足があると思うが、どうかという質疑に対し、説明不足である。議会に説明すべきだし、住民説明会などで説明すべきであるとのことでした。

一般的には、図書館は低層階がよいとされている。現地では高層階になると思う。現図書館を利用しない理由として、古い、狭い、蔵書数が少ないなどがある。新図書館は、長時間利用してほしい、集える場所にしてほしいということがあがるが、この点はどう考えるのかという質疑に対し、古くて狭いと感じている。3,000平米で再度検討してほしいと言っているのだとい

う答弁でした。

榎の鼻団地内に建設すると、大型スーパーも近くにでき、人が集まり、現地より多くの人を利用しやすい環境になると思うが、この点はどう考えるかという質疑に対し、どのようなスーパーができるのかわからないので答えられない。普通のスーパーなら下のほうにもあるので、人は集まらない。中身をよく詰めてほしいとの答弁でした。

土地購入の件についても、はっきりせず、議会でも問題になっている。この点はどう考えるのかという質疑に対し、そのとおりである。第三者でも入られてははっきりさせられないかと思っているとの答弁でした。

慎重に審査した結果、賛成多数で採択すべきものと決しました。

異例ではありますが、総務常任委員長として申し上げます。

これから討論、採決されますが、この問題の原因ははっきりしています。賛成、反対、いずれの議員も、行政の説明不足だと思っています。議会閉会に当たって町長の挨拶があると思いますが、そのときにはっきり、年明けに議会と町民に対し説明会を開くと明言することをお願いいたします。

以上で報告を終わります。

議長

(山口経正議員)

これから委員長報告に対する質疑を行います。

質疑はありませんか。

質疑なしと認めます。

これで質疑を終わります。

これから討論を行います。

まず、反対討論はありませんか。

7番、金子 恵議員。

7番

(金子 恵議員)

私は、請願7号に対し、反対の立場で討論いたします。

現在の図書館は昭和33年に建設され、半世紀以上が経過しました。そして、平成15年、図書館建てかえが検討されるようになり、住民、有識者、行政の間で、未来に残る長与町にふさわしい図書館を目指し協議して来られました。そこには住民の声を反映すべく、住民アンケートを実施し、住民のニーズの確認など、できること、すべきことは全て行ってきました。それは10年という年月を経ており、十分に検討したと言えると思います。

町長が表明した榎の鼻土地地区画内は、組合から要望があった時点で5億4,700万円、これは決して安い金額ではありませんが、図書館建設を財政問題からのみ判断することは事の本質を見失うものだと思います。

また、現地での建てかえですが、住民が利用しやすい図書館を建設するという観点から、交通量が増加することが懸念されます。役場裏から小学校裏にかけての道路は狭く、長与小学校が隣接しているということから、地域のボランティアの皆さんが毎日登下校の見守りを行ってくれています。しかし、建設されることにより子供たちの安全・安心が少しでも損なわれることがあるのであれば、その点は第一に考えていただきたいと思います。

以前、現地に図書館を建設するとした場合、ある程度の面積を確保するために、この裏の道を閉鎖し、新図書館、公民館、小学校をこの地区に納めるという意見書が出されたこともあると聞きました。そのことにより、地元自治会は分断されることになりまして、生活道路であることから、困難であると判断します。子供たちの安全は確保できないこと、これをあわせ、現地では多くのデメリットが考えられるのです。

では、榎の鼻はよいのかという話になります。一番のデメリットは、やはり交通手段です。近いからとはいえ、高齢者や子供たち、障害者の方々が日々利用可能かと言われれば、現地よりは確かに高台であり、徒歩では行きにくくなることは確実です。

しかし、これに関しては解消されるものと思っています。それは、大型商業施設ができることにより交通網が整備されるはずだからであります。商売となれば、集客が一番であるという観点から、住民が利用しやすい交通システムが構築されることは企業側から考えても必須であると推測されます。

また、徒歩圏内の住民の方たちには不便であると思われるかもしれませんが、全町民が利用する公共施設ということで、町内全域の住民が利用しやすい場所を考えなければなりません。となると、請願を出された方々の声も一部の住民の声であることには変わりはありませんが、多くの住民に利用していただくには誰もが利用しやすい場所、集う場所の確保が必要となるわけです。

また、防災機能の観点からも、榎の鼻は納得のいく地区であると考えます。そして、将来のまちづくりの観点からも、大型商業施設のそばに新図書館が建設されることは、買い物ついでに利用できるなど、地域活性化の起爆剤となり得ると思いますし、そこからの流れで今ある商店街が活気づくことを願うばかりです。

図書館は、本を読む、貸し出すという機能だけではありません。図書館は、資料、情報、人と人とのつながりを提供することによって一人一人の生きる力を支援する働きを担っています。学習や文化活動をするグループ、ボランティアなどの活動や調査、研究の場として必要な空間を提供し、住民の自主活動を側面から援助する役割もあります。町民の誰もがこの場でよりよく生き、豊かな暮らしを実現していくため、そのためには生涯にわたっての自己学習が欠かせません。住民の生涯にわたる自己学習を保障する本物の図書館を設置し運営することは行政の責務であり、長与町の次世代を担う子供たちにとっても大きな財産になると考えます。

請願内容は、現地での再検討ということではありますが、幅広い観点から、榎の鼻土地地区画内が適地という判断をさせていただきました。しかし、今回の一般質問で多くの同僚議員がただしましたように、行政側の説明責任を果たしていただかなければいけないと強く感じています。このことを要望し、反対討論とさせていただきます。

議 長 (山口経正議員)

次に、賛成討論はありませんか。

16番、堤 理志議員。

16番

(堤 理志議員)

私は、請願第7号、長与町新図書館建設に係る請願書の採択に賛成の立場から討論を行います。

本町の図書館は老朽化が激しく、もともと役場であった建物を利用しているため、蔵書数が限定されるなど、さまざまな問題を抱えたまま存在しています。さらに昨今、公共施設の耐震化の問題も課題となっております。図書館のあり方についても認識も日々進化、発展してきています。

こうした現状の中、既存の図書館をこのまま使用し続けるということは問題が多いと考えます。この間、行政当局も、また議会も、図書館のあり方について日々議論をしている最中であります。

町長は3月、コンパクトシティ構想推進委員会が絞った2カ所の候補地のうち、榎の鼻公益用地に建設したいとの意向を表明いたしました。一方、議会が開催した議会報告会では、図書館を榎の鼻に建設することに疑問を呈する意見が相次いで出されています。

こうしたこともあり、党議員団で数年ごとに実施している町民アンケートがありますが、この中でも図書館建設についての設問を設けました。そして、これについての、これへの回答でも、やはり意見は賛否が分かれている状態であります。図書館の一般質問でも、榎の鼻への建設に反対の議員も、また、賛成の議員も、住民に対する丁寧な説明が必要である、このように発言をいたしております。また、少なくない議員が、行政が今、何を議論し、どのように進捗しているかの情報が少ない、このように発言をしています。議員への情報提供でさえそのような現状ですから、住民への情報提供はなおさらです。

町長就任前の公開討論会の際、町長が示した重点施策では、町行政の情報を公開し、町民の話を聞き、ガラス張りの町政を行います。このように記載されております。

今回の請願は、現在位置での新図書館を再検討することを町長に求める内容となっております。住民の中でも、また、議会でも意見が分かれているのであれば、まずは住民説明会を開き、場所ごとのメリットとデメリット、長与町にふさわしい図書館のあり方などをもっと丁寧に説明をし、意見交換をする、その必要があるのではないのでしょうか。図書館を高台に建設した場合、例えば車椅子を利用している町民が公平に利用できるのか、そうした方々が知る権利をどのように保障させるのか、していただくのか、こうした点を平地と高台それぞれで比較検討するなどなど、利用する住民の立場に立ったさまざまな問題がまだ積み残しとなったままです。そういう観点から、本請願に賛成をいたします。

議長

(山口経正議員)

次に、反対討論はありませんか。

2番、安部 都議員。

2番

(安部 都議員)

私は、請願7号に対しまして反対の立場で討論をいたします。

本件は、町長の3月にて、新図書館建設を榎の鼻土地区画整理事業地での建設表明に対し、請願人から、現地に再検討することの請願であります。

その理由に、30年先の人口問題、財政問題、コンパクトシティ構想の青写真が見えない、土地購入問題等です。

本請願につきましての意見は、十分に注視するなど、住民の皆様の真実の声を真摯に受けとめなければなりません。これまでの構想に対して、もう一度請願人や住民の皆様に町長からの説明責任があり、早く住民説明会を開き、納得がいくよう説明すべきだと考えます。

先日、田村専門委員から詳細な新図書館についての構想をお聞きしました。町民の安らぎの場、知的探求の場、長与らしい図書館のあり方が必要だということ。まずは地場産業を生かし、障害者雇用の創設、シルバー世代のボランティア活動による生きがいの場の創設、本を読むだけでなく親子で遊べる場の創設、平和教育、被爆資料の展示や郷土芸能、長与歴史の展示などです。また、本町のみならず長崎市、時津町の近隣など、他市町からの集客による経済波及、再生可能エネルギーの活用で環境に優しい図書館、障害者や赤ちゃん連れに優しい屋根つきの乗降できる駐車場やトイレの設置でありました。

このような町民に優しい図書館をつくるためには、50年から100年先まで見込み、子供たちが、住民が安心して過ごせる滞在型の図書館が望まれます。土地は現在地の平地が理想ですが、現在地では余りにも駐車場が確保できないこと、十分なスペースもとれない狭隘であること、新図書館建設時代の代替地がないこと、2年ほどの空白ができること、高層図書館となると何回もエレベーターを利用するなど、時間と合理性にも不便であります。

現在、住民の75%が現在の図書館を場所が悪い、駐車場が狭い、交通の便がないなどの理由で利用しておりません。現在地に新しく建てても、恐らく利用は望めないでしょう。財源にいたしましても、国からの2分の1の助成金を利用し、現在の長与小の償還が済むころには新図書館の償還が開始されることで問題はなく、町民の財産となると思います。例えば現在地に老朽化した中央公民館や社会福祉協議会、身体障害者協会、勤労福祉センター、老人福祉センターなど、集合した複合施設も視野に入れて今後考えることもできます。

このような理由により、早急に町民の納得いく住民説明会を行うことをお願いし、本請願に反対の討論といたします。

議 長

(山口経正議員)

次に、賛成討論はありませんか。

17番、西田 敏議員。

17番

(西田 敏議員)

私は、請願請願第7号、長与町新図書館建設に係る請願に賛成の立場で討論をいたします。

今回の請願は、新図書館建設に当たってのこれまでの経緯や決定事項を町民に説明すべきとの思いから出されたものです。一部では、榎の鼻の建設反

対の請願ではないかとの誤解もあるようです。

請願者は、議会傍聴もほとんど欠かさず、議員の質問、町長の回答も聞いておられます。コンパクトシティ構想についての長与町総合開発審議会答申書並びに、ほぼ並行して行われた長与町立図書館整備計画検討委員会の基本計画書も読まれています。

まず、建設場所の問題。町長が3月議会で突然、榎の鼻の土地開発地を決定したと表明されました。以降、土地購入の経緯について議会から質問が相次ぎ、また、9月議会では購入金額も提示されました。それでも12月議会では購入金額、面積、覚書の問題点、高台の問題、現地建てかえ案の提示、提案、財源の計画など、4人の議員が質問しました。一般の町民がこの状態を見てどう思うのでしょうか。臆測や疑問が湧くのは当然だと思います。

幸い4人目の同僚議員の一般質問の中で、町長は、説明会を行うと明言されました。また、総務常任委員会の所管事務調査の中で、図書館策定委員から丁寧な説明がなされ、これまでもやもやしていた各委員が納得がいったとのことでもあります。

以前、私は、他自治体で、新図書館建設の住民説明が十分でなかったために、土地購入疑惑、豪華過ぎるなどで反対運動が起こり、建設途中で取りやめになったり仕様変更になった事例を紹介しました。みんなで作る、みんなの図書館です。一つ一つ課題をクリアしながら建設に向けて進めていくことが肝要との意見を付して、賛成討論といたします。

議 長

(山口経正議員)

次に、反対討論はありませんか。

9番、森 謙二議員。

9番

(森 謙二議員)

反対の立場から討論します。

現在、議会に求められる手続は、事業の中身を論じるのではなく、事業の中身を知ることであると思います。つまり現時点では町から議会に対して新図書館の建設について正式な説明は行われていません。

ところが町は、年が明けて新図書館の建設についての説明をする姿勢を示しております。よって、現在の課題は、まず、町長がどのような図書館を描いているのかの説明を聞き、その後に建設場所を議論することであると思います。以上です。

議 長

(山口経正議員)

次に、賛成討論はありませんか。

3番、内村博法議員。

3番

(内村博法議員)

請願第7号、長与町新図書館建設に係る請願書について、賛成の立場から討論いたします。

私は、これまで一般質問において、榎の鼻土地への建設は撤回し、現在地に図書館と長与町公民館を合築し、町有地の有効活用を図るべきであると提案してきました。本請願の内容は、私のこれまで主張してきた内容とおおむ

ね合致しており、基本的に賛成です。

以下、詳細を述べさせていただきます。

まず1点目、図書館を含めて公共施設のあり方についてでございます。町長が3月に榎の鼻に新図書館を建設するという表明した後ですね、4月に国から、ことし4月ですね、国は各自治体に対し、公共施設等の総合的かつ計画的な公共施設等総合管理計画の策定を指示しております。その理由としては、地方公共団体においては厳しい財政状況が続く中で、今後、人口減少等により公共施設等の利用状況が変化していくことが予想されることを踏まえ、早急に公共施設等の全体の状況を把握し、長期的な視点を持って更新、統廃合、長寿命化などを計画的に行うことにより、財政負担を軽減、平準化するとともに、公共施設等の最適な配置を実現することが必要であるとしております。

また、その具体的な内容としては、老朽化や利用状況を初めとした公共施設等の状況把握、それから総人口や年代別人口についての今後の見通し、それから公共施設等の維持管理、更新等に係る中長期的な経費や、これらの経費に充当可能な財源の見込みの把握、それから4点目ですが、全ての公共施設等の情報を管理、集約する部署を定めた上で今後の基本方針を策定し取り組むこととされております。

しかるに、現在まで担当部署すら定めていない状況であります。大至急、公共施設等総合管理計画を策定し、この計画の中で図書館の位置づけや優先順位を定めるべきであります。

請願の中でも、町民にはコンパクトシティ構想の青写真が見えないまま、新図書館は榎の鼻土地区画整理事業地での建設を表明されたという記載がありますが、まさに公共施設全体の青写真が示されていないのであります。公共施設等総合管理計画を至急策定し、その上で図書館の位置づけを明確にすべきであります。

そして、国の指針は、この公共施設等総合管理計画について住民への説明が望ましいとしているわけでありますから、ぜひ住民説明会を実施すべきと考えております。

それから、次はですね、次、2点目に入りますが、町長は新図書館の榎の鼻土地選定理由として、1つ、将来の人口規模5万人を前提に、床面積3,000平米、駐車台数100台が必要であり、それに見合う面積が必要と。2点目、新図書館の集客機能により、商店街の活性化につながるということなどを上げられました。

これに対し、さきの9月議会で、1点目の人口規模についてですが、厚生労働省の研究機関である国立社会保障・人口問題研究所によると、長与町は2040年には約3万8,000人に減少すると予想されているため、5万人の人口規模は全く現実性がない。2点目の新図書館の集客機能は中央商店街の活性化につながるとは到底考えにくいという点を申し上げ、この際、榎の鼻土地への建設は撤回し、現在地に図書館と公民館を合築し、町有地の有効活用を図るべきであると提案いたしました。

その後、10月29日に長与町公民館で開催されました議会報告会でも、住民より、現在地の建設を検討するよう強い要望が出されました。

そこで、このような状況を踏まえると、やはり榎の鼻土地建設は撤回すべきであると考えます。

また、現在地であれば図書館の高層化が心配される、懸念されるという懸念もありますが、長崎市は既に市有地の小学校跡地を活用して、地下駐車場と、65台ですね、と地上4階建てで運営をされております。何ら問題ないと考えます。逆にですね、榎の鼻にすると土地購入費が多額の必要がかかります。

次に、3項目ですが、大きな3点目ですが、榎の鼻土地購入については、さきの9月議会で、平成23年8月に組合に対し、土地面積約1万平米を5億4,700万で購入するとの回答を行ったとの答弁がありました。多額の購入金額で、かつ議会に相談なしに決定されており、看過できない重要な問題であります。これは議会軽視、住民軽視であり、町は当時の詳細経緯について調査し、説明を責任を果たすべきであると指摘しました。請願書にも同様の指摘が記載されており、今後、町は責任を持って解明すべきと考えます。

特に問題なのは、購入目的や事業計画がないのに、町長名の正式文書である購入の約束をしたことでもあります。これはあってはならないことであり、その経緯や背景について徹底的な調査をすべきであると考えます。

そして町長は、前町長時代のこの組合との約束を就任後間もなく知り、これを認識しながら、榎の鼻土地に新図書館の建設を決断したわけですから、榎の鼻新図書館建設を撤回し、けじめをつけるべきだと思います。

また、請願書は、組合との約束の詳細経緯を求めております。私もこれには賛同するものであります。町長は責任を持って真相解明に真摯に対応されることを強く要望します。

最後にですが、請願書は費用ミニマムで新図書館建設を検討または●されておりますが、私も同じ意見です。地方自治法第2条では、地方公共団体はその事務を処理するに当たっては住民の福祉の増進に努めるとともに、最少の経費で最大の効果を得るようにしなければならないと規定されております。この規定は地方自治法の中でもいろいろな場面で引用され、有名な規定となっております。ぜひこの大原則に従って検討されることを強く要望しまして、賛成討論といたします。

議 長

(山口経正議員)

次に、反対討論はありませんか。

20番、竹中 悟議員。

20番

(竹中 悟議員)

私は、請願7号に反対の立場で討論に参加をさせていただきます。

まずもって、榎の鼻土地画整理事業は平成14年12月の15日、組合準備委員会が発足をいたしました。当然、長崎土地計画、地区計画が平成23年、決定するまで9年間、事前の協議が続けられていたわけであります。

当初は、小学校建てかえを基本に進められ、状況に応じて給食センターに

変更になり、公益用地の利用については将来のまちづくりの重要ポイントとして慎重な審査が行われてきたわけでございます。

少しだけ経緯をお話をいたします。

新図書館の複の鼻土地区画整理区内の建設場所につきましては、平成23年3月に示されました都市計画マスタープランの将来都市構造の中で当該地域を文化、情報ゾーンと位置づけられてあります。また、コンパクトシティ構想推進委員会の答申の中でも複の鼻土地区画整理事業地内に位置づけております。

複の鼻土地区画整理事業につきましては、都市の将来の姿を決定する目的で都市計画決定がなされており、まちづくり三法を基本にそれぞれの関連法の手続がなされ、農振農用地に関する法律により、地区整備計画を九州農政局と協議が積み重ねられ、地区計画に基づいた土地利用で農業推進地域の解除が決定されております。

その後、都市計画法の規定により、長与町都市計画審議会で当該地の都市の将来の姿を決定すべき、また、地区計画の目標や方針を明らかにするための地域内の整備、開発に関する指針及び土地利用に関する事項や用途についても明確に記されており、都市計画決定までの策定に当たる経緯が示され、知事の同意を得て都市計画決定をされております。

土地区画整理事業についても、土地区画整理法に基づいて、事業計画の概要等についても知事の認可事業として法律に基づき事業採択をされており、地区計画の方針、まちづくりの整備を都市計画決定どおりするべきであります。

この土地について、現在の既存の土地について少し申し上げたいと思います。

また、現在地につきましては、既に平成14年6月に、仮称長与町健康保健福祉総合センター施設計画、この中身は、健康福祉ゾーン、図書ゾーン、公民館ゾーンであり、敷地面積約3,400平米、容積率も大変狭いんですが、この場所には、この場所は第一種中高層住宅専用地でありますので、一部4階、一部3階、一部2階と、大変いびつな建物しか建ちません。そして、この付近には駐車場がないということで、現在の長与小学校に駐車スペースを250台されております。また、この計画は、民間用地の買収を前提に計画されており、大変無謀な計画でありました。また、平成15年3月には、仮称長与町生涯学習センター計画が立てられております。その●は、公民館、図書館の複合ビルであります。この計画も、先ほど申し上げましたように、容積が足りません。2階建てで駐車スペースはわずか40台。到底建てられる環境にないものであります。ちなみにこのときの建設費用は約9億9,000、約10億円であります。

この2つのプランニングには、約960万ほどの住民の血税が投入をされております。当時、我々議会では、プランニングの根拠と発注が大きな問題になっておりました。現在、用地を実測すると3,087平米、過去のプランニングでも申し上げましたように、住民が満足する建物は建てることで

きません。もちろん高いところよりも低いところがいいわけではありますが、この容積率ではほとんど建てることができないということでしょう。また、交通アクセスにしましても、変形4差路になっており、小学校運動場側の道路も普通車の離合さえ困難であります。大型の運行は難しく、小学校にも影響が出てくると思っております。住民皆様がいつでも気楽に集える場所とは到底考えられません。総合的に考えても、請願の場所の建築は不可能と考え、反対の討論といたします。

議 長 (山口経正議員)

次に、賛成討論はありませんか。

1 番、饗庭敦子議員。

1 番 (饗庭敦子議員)

私は、長与町新図書館建設に係る請願について賛成の立場で討論いたします。

新図書館建設については、2003年より図書館の老朽化に伴い10年を超えて検討されております。できるだけ早く町民の皆さんに喜んでいただける新図書館を建設してほしいと願っております。

そして、第8次総合計画、コンパクトシティ構想推進委員会、図書館に関する町民アンケート、図書館整備検討委員会を経て、ことし3月、建設場所を榎の鼻区画整理事業地内の保留地に決断されたことが表明されました。この間、委員会等にかかわられてこられた町民の皆様、新しい図書館を想う会の皆様も大変御苦労されてきたことと思います。

このように10年の歳月をかけて積み重ねてきたものが、なぜ今ここで問題になってきているかと考えますと、やはり住民への説明不足というのを言わざるを得ません。情報が住民の方々へ正確に届いてないというふうに感じております。

土地の取得に関する問題、建設場所の問題、これからのコンセプト、ビジョンを丁寧に説明されると住民の理解が得られ、双方歩み寄れると思います。いい図書館をつくりたいという思いは皆さん同じであると思います。多くの町民の方が図書館を利用して、来てよかった、また行きたいと思えるような図書館になるようにするためにも、ここで十分な説明を行い、もう一度民意を問うことがとても大事だというふうに思います。

町民が主役のまちづくりですから、もう一度やはり民意を反映し、新図書館建設の場所を再検討するという点で、私はこの請願に賛成といたします。

議 長 (山口経正議員)

次に、反対討論はありませんか。

6 番、安藤克彦議員。

6 番 (安藤克彦議員)

私は、本請願に反対の立場から討論をさせていただきます。

まず、討論に入る前に、私の請願は、新聞に投稿されておりました、長与町の在住の方が図書館に思う思いを投稿されておったんですが、その内容を加味した上で、投稿を出典とさせていただくことを申し添えさせていただき

ます。

従来の図書館は、その規模や図書館情報の弱体さから利用者が限られて少なかったことは事実であります。また、本町も例外ではなく、町民はこれまで我慢を強いられてきました。そのことを理由にこれからの図書館の規模や内容を考えるのは間違っていると思います。残念ながら請願者は、まさに現在の図書館を基準に考えられていると感じました。

これからの図書館は、北欧に見られるように、新しい人材育成などの教育、文化の拠点であるだけでなく、地域活性化を促進する情報拠点であることが期待されております。従来の図書館が読書提供の場の役割しか果たされていなかったため、これからの図書館の機能、費用を測定しがちであるのですが、これからの図書館は地域情報の提供や発信、地域活性化の学習、研究の拠点として機能する施設であります。厳しい財政事情の中ではありますが、地域活力基盤として新しい図書館を考えてほしいと思います。

本請願で問題になっている新図書館の建設場所や必要な広さ、面積については、総合開発審議会や図書館整備検討委員会の中で十分な議論、検討が行われており、それらをもとに町長の決定がなされたものと理解しております。それゆえ、請願説明の①にあります最終候補地である農協選果場の場所と榎の鼻土地区画整理地の2カ所に絞って検討されたことは、町が計画する新しい機能を持った図書館には土地面積が狭隘なために十分でなかったという検討結果だと思えます。

請願者は、高層階での計画で面積の問題をクリアできるという考えをお持ちでした。また、駐車場は10台程度で十分であるとも言われました。さらに明確な根拠のない、3割程度の規模縮小していいんじゃないかともおっしゃられました。本当にそんな図書館でいいんでしょうか。高齢者に優しい現地でと言いながら高層階の図書館を、子供たちの行きやすい現地でと言いながら小学校周辺の交通の往来を助長する現地でと、障害者に優しいと言いながら駐車場はその程度、まさにこれらの考えは現図書館が基準になっており、町が進めようとする図書館の考えを理解されていच्छゃらないものと思えます。

また、4番目の土地購入問題につきましては、同僚議員の一般質問でもある程度理解されたと思えます。また、この土地の件につきましては、公益用地としての用途を平成23年度の決算の中で取得の意思が明らかになっていました。町は従来から開発公社を利用し、具体的な使用目的がなくても公共用地として将来の利用を考え、先行取得という手法を行ってまいりました。高田保育所やふれあいセンター、あるいは現在南交流センターが建っている土地もそうだったと思えます。今回の土地は、当時から用途は二転三転はしましたが、いまだ購入には至っておりません。先行取得にも至っておりません。適正な価格での取得ならば、何ら問題にすべきことではないと思えます。もう目的が決まってるんですから。

最後に、同僚議員から賛成討論、反対討論の中でもありましたけれども、執行部側に対して要望を出しておきますけれども、老人福祉センター、勤労

青少年ホームセンターですね、あるいは現図書館、長与公民館の再配置計画を早急に示していただけないでしょうか。やはり青写真が見えない、大きな全体像が見えないので、町民も大きな声が、町民の中からも疑問の声が上がってくるのだと思います。

2つ目に、議会には来月にも説明が行われるという説明が副町長のほうから、本会議場では町長から、委員会の中では副町長のほうから説明がございましたが、当然、土地問題について町民に説明すべきだと思います。どうして現地ではだめなのかということですね。所管事務調査の中では、担当部局は建設部だったと思うんですけども、のほうから、本当に熱い説明がありました。紹介議員もおっしゃってたんですけども、あの熱い説明である程度の議員は理解を示す、あるいは理解をしようというふうな方向に動いたんだと思います。その説明を町民に向けてほしいんですよ。それがいいから、このような請願が上がってくるんだと思います。

この請願は、新図書館を再検討することというふうに、曖昧なニュアンスで書かれております。再検討しても、再検討の結果、現地でいいならば榎の鼻でいいならば、榎の鼻でいいんだと思います。そういうふうに、議員はどちらにでも動けるようになってるんですよ。ですから私は、開発審議会ですかね、総合開発審議会、あるいは整備検討委員会の十分な議論がなされたと思い、その決定を尊重し、また、その決定を見られた上で町長が決断されたことと理解しまして、この請願に対しましては反対討論といたします。

議 長

(山口経正議員)

次に、賛成討論はありませんか。

反対、賛成、いずれでも結構です。討論はありませんか。

1 2 番、喜々津英世議員。

1 2 番

(喜々津英世議員)

私は、請願第7号、長与町新図書館建設に係る請願に反対の立場で討論をいたします。

請願は、町長は現在地での新図書館建設を再検討することを求めるものであります。その理由として、幾つか問題点を列記してあります。

まず、建設場所が町民の最大の関心事であり、町民の多くは現在地での建設を期待していたと思うというふうにされております。いつ、どのような方法で調査をされたのかわかりませんが、私は図書館建設に当たっては、どこに建てるかよりもどういう図書館をつくるかでなければならないというふうに思っております。むしろ町民の関心もここにあるものと考えております。

図書館のあるべき姿、どういう図書館をつくりたいか検討するのが先であり、検討で導かれた蔵書数、建築面積、駐車場、こういったものをもとに敷地面積が決まるものと思います。そして、その先に用地の選定が来るというふうに考えております。

現在地での建設検討が不十分であるという記述もありました。果たしてそうでしょうか。現在地での建設については前町長時代にも検討されていたこ

とは、さきの一般質問でも取り上げられましたし、先ほどの同僚議員の討論の中でもありました。敷地面積、駐車場問題などを総合的に考慮して、前町長は榎の鼻区画整理地内の土地を公共施設の用地として購入を考えられたものと考えております。

町長から、コンパクトシティ構想委員会の答申で絞られた2カ所のうち、総合的に勘案し、榎の鼻区画整理事業地内に建設を決定したとの答弁があり、十分に検討した結果と判断をいたします。

過剰な施設計画であるという意見もありました。図書館整備計画検討委員会の報告書にある、これからの図書館の役割、こういったものを無視した、図書館は単なる図書の保管庫的発想ではないかとの、私は疑念を持ちます。現在地での建てかえは、工事期間中の仮設の図書館建設費もかかります。そして何よりも、上に積んでいくわけですから、建設コストはもとより各階に人の配置も必要になります。ランニングコストははるかに高くなることは必至であります。

平地が望ましいということについては、私も同感であります。しかしながら、先ほど述べたとおり、現在地での建てかえは無理と考えます。中央地区には適地がありません。

建設予定地は、バスの乗り入れを初め利用者の利便性確保を図る必要があります。この件は町長も取り組む旨の答弁があっております。具体的な計画はわかりませんが、隣接地には近い将来、商業施設が建つものと思っております。人の往来も多くなり、相乗効果も期待できます。予定地は現在よりも高台になりますけれども、高台の目立つところに図書館が建つことは、何よりも文教のまち長与のアピール効果もあると前向きに捉えたいと思います。

議会、町民には知らされないまま土地購入の約束をしていたとのことについても事実であります。このことは本議会でも一般質問で多くこの問題が提示をされました。しかし、先ほど同僚議員の討論の中でありましたけれども、本町はこれまでも公用もしくは公益用地の先行取得は議会に諮ることなく西彼中央土地開発公社、あるいは土地開発基金を使用して先行取得を行ってまいりました。事業計画が固まった段階で議会に提案する手法は今までもとっておられます。今回は区画整理組合の要請に基づき買い取る旨の回答書を提出しているとのことですが、買い取ってはおりません。

この図書館建設計画が固まれば、議会にも予算あるいは債務負担行為の提案があるものと思っております。また、パブリックコメント等も実施する旨の答弁もあっております。こういったものを期待をしたいと思っております。

それから、土地を購入するのは無駄遣いだという意見もあったように思っておりますけれども、先ほどから何回も申し上げておりますように、現在地での建てかえは無理であると思っております。適当な土地がないということであれば、新たな土地を探すことは、事業を推進するためには必要な決断であると思っております。その土地が区画整理事業地内の土地だったと思っております。土地代金として資金は流出をしますけれども、約1万平米の土地は取得できます。

公表されている24年度末財務書類の貸借対照表を見ると、本町は約78

0億円の資産を形成をしております。うち、これからの世代が負担する216億円の負債は若干ふえることとなりますけれども、資産も増加することとなります。こういったものを総合的に考えても、無駄遣いと言えるものではないと考えます。

去る10日に行われました総務常任委員会の参考人聴取の中で、請願人から、基本計画書の提言は親方日の丸的であり、図書館協議会の資料データをうのみにしたしゃくし定期的なものという趣旨の発言がありました。これについては、図書館基本計画書の終わりの部分で二羽委員長が、各委員の目指す図書館像は、当然のことながら若干の相違点があったと思います。しかし、建物、人、資料については、常に考慮しながら協議を重ねてきましたし、いい図書館が欲しい、住民が誇りに思うような図書館をつくりたいとの思いはどの委員からも伝わってきました。それを集約したのがこの基本計画書ですと結ばれておりました。そういった意味では、十分な検討をされ、新図書館の将来像まで見据えて作成された提言であることは間違いありません。

また、本年10月には長与町図書館基本構想策定委員会が設立されました。具体的検討に入ったと聞いております。この委員会も有識者を初め、10年以上前に図書館の利用団体を組織された長与町の新しい図書館を想う会のメンバー、あるいは町民の代表の方々が入っておられます。文教のまちにふさわしい、文教のまち長与にふさわしい新図書館の建設に向けて民意が反映された答申がなされると期待しております。

私は、再検討すべきは事業を進めるに当たっての説明と情報公開であり、現在地での建てかえを前提とした再検討には反対をいたします。

以上を申し上げ、反対討論といたします。

議 長 (山口経正議員)

ほかに討論はありませんか。

討論なしと認めます。

これで討論を終わります。

これから日程第7、請願第7号、長与町新図書館建設に係る請願書を採決します。

この採決は、起立によって行います。

本請願に対する委員長の報告は、採択です。

本請願を採択することに賛成の方は起立願います。

(起立少数)

議 長 (山口経正議員)

起立少数。

よって、本請願は不採択とすることに決定しました。

場内の時計で11時10分まで休憩します。

(休憩10時58分～11時10分)

議 長 (山口経正議員)

休憩前に引き続き会議を再開します。

日程第8、請願第6号、長与町老人クラブの拠点となる交流施設の新設に

文教厚生
常任委員長

関する請願書を議題とします。

ただいま議題としています請願について、委員長の報告を求めます。

文教厚生常任委員長。

(河野龍二議員)

報告します。

請願第6号、長与町老人クラブの拠点となる交流施設の新設に関する請願についての審査の結果を報告いたします。

12月2日、本会議において付託され、12月9日午後1時半より文教厚生常任委員会で審査をいたしました。

請願の紹介議員は付託される常任委員会以外の議員が望ましいが、本請願は長与町議会申し合わせ事項による、他の委員会に紹介議員がない例外を適用し、西田委員が紹介議員であるため、西田委員を除く全委員が出席のもと、西田紹介議員、内田参考人の出席を求め、審査をいたしました。

請願趣旨の説明では、長与町のまちの取り組みに老人クラブの活動が不可欠であること、高齢者の健康維持活動、独居老人対策など、老人クラブの活動が重要なこと。しかし現在、老人クラブの拠点となる施設が社会福祉協議会が管理する老人福祉センターの2階を使用している。手狭で、使用も許可が必要など、活動するのに不便であること。いつでも気軽に訪ねることができる相談所の役割を持つ施設があれば、さらに老人クラブの活動の範囲が広がることなどが説明をされました。

主な質疑では、老人クラブ連合会の会議は月にどれくらい行われるかの間に対し、月に1回程度行われている。

拠点は特定の人の利用に限られてしまうのではないかの間に対し、連合会の拠点なので主な役員が中心となるが、拠点があればいろんな人が活用すると思う。

各地域の公民館で対応できないのかの間に対し、拠点がどのように活用できるかは未知数である。拠点があれば、今後の活動の環境づくりや、各老人クラブの役員が集まり活動方針など協議もできると考える。

事務所が手狭とのことだが、社会福祉協議会と協議をしたのかの間に対し、以前は自由に使える時期があったが、全ての部屋が施錠され、許可なしでは使えなくなった。現状、協議しても変わらないと思う。

どのような拠点をイメージしているのかの間に対し、役員が常駐できる事務所や、会議や飲食を自由にできる、交流できる部屋などを兼ねたものが望ましい。

県下の老人クラブにこのような拠点を持っているのがあるのかの間に対し、現状はつかんではない。

以上のような質疑が行われました。

採決では、西田委員も含め全員が出席のもとで行われました。討論では反対意見が、連合会の拠点とあるが、老人クラブ以外の団体からも同じような要望が出た場合、対応できないではないか。老人クラブ連合会だけを認めるわけにはいかない。賛成意見では、今後想定される高齢化社会では、老人ク

ラブの連合会が果たす役割は大きい。重要性を考えると必要などの討論がなされ、採決の結果、賛成多数で採択すべきものと決しました。

以上、報告いたします。

議 長

(山口経正議員)

これから委員長報告に対する質疑を行います。

質疑はありませんか。

質疑なしと認めます。

これで質疑を終わります。

これから討論を行います。

まず、反対討論はありませんか。

8番、川井哲雄議員。

8番

(川井哲雄議員)

請願第6号、長与町老人クラブの拠点となる交流施設の新設に関する請願書に反対の立場で討論を行います。

請願では、現在利用している老人福祉センターの事務所が狭く、使い勝手が悪いとの説明ですが、多少の不便さはあっても事務所としての利用、定例会などの対応ができる部屋も確保できている状況にあります。高齢者の方が誰でもいつでも気軽に立ち寄る憩いの場の必要性も説明されましたが、それぞれの地域で各クラブが利用している防災センターや公民館、その他の施設を十分に活用することで、交流施設の新設をしなくても憩いの場やふれあいの場は確保できると私は思います。

また、請願の交流施設は老人クラブ連合会に関する役員の方と施設周辺の一部の高齢者にしか利用できないような説明では、約9,000人の高齢者、うち約1,800人が会員となっている老人クラブの皆さんなどへの配慮に欠けると思います。

町には各種団体の方々が町民のために活動されており、一団体の利便性だけの交流施設の新設になると、他団体との統一性がとれないと私は考えます。

以上の理由から請願第6号に反対といたします。

議 長

(山口経正議員)

次に、賛成討論はありませんか。

9番、森 謙二議員。

9番

(森 謙二議員)

賛成の立場から討論いたします。

老人クラブは、地域活動などを通じて健康づくりや介護予防に取り組んでいます。

一方、町には医療費の抑制や被介護者をふやさないなどの課題があります。私は、本請願の要望を単なる経費ではなく投資と考えています。以上です。

議 長

(山口経正議員)

次に、反対討論はありませんか。

次に、賛成討論はありませんか。

17番、西田 敏議員。

17番

(西田 敏議員)

紹介議員ですので、賛成討論をいたします。

老人クラブは、昭和38年に施行された老人福祉法において、老人福祉の増進のための事業として位置づけられています。

第13条に、地方公共団体は老人の心身の健康の保持に資するための教養講座、レクリエーション、その他広く老人が自主的かつ積極的に参加することができる事業を実施するように努めなければならない。2項では、地方公共団体は老人福祉を増進することを目的とする事業の振興を図るとともに、老人クラブその他当該事業を行う者に対し適当な援助をするように努めなければならないとなっています。

老人クラブの目的は、仲間づくりを通じて生きがいと健康づくり、生活を豊かにする楽しい活動を行うとともに、その知識や経験を生かして地域の諸団体と共同し地域を豊かにする社会活動に取り組み、明るい長寿社会づくり、保健福祉の向上に努めることを目的としています。

具体的に言いますと、介護予防としては、健康学習、体操、ウォーキング、各種シニアスポーツ、これはシニアスポーツですからグラウンドゴルフ、ゲートボール、ペタンクなど、ほかにもたくさんあります。安心・安全のまちづくりでは、子供たちの登下校の見守り、防犯活動、趣味の面では旅行など、集いの場づくりでは、いきいきサロン、子供遊びの伝承活動、シーボルト大学生との交流活動など、枚挙にいとまがありません。また、自治会活動、コミュニティ活動の中心メンバーがほとんど各単位クラブの老人クラブの人たちがそれぞれの地域で活躍しておられます。

このことから、町長を初め行政に携わる皆さんは、老人クラブを含む高齢者の方たちの頑張りなくしては、安全で明るく楽しい地域の活性化は成り立たないことは十分御承知のことと思います。

11月30日現在、長与町の高齢者は9,374人、昨年4月30日、8,662人、高齢化率は20%でしたが、一気に11月末で22%になりました。人口構成を見ると、しばらくはこの増加傾向が続くものと思われます。

老人だけの世帯も急増しています。社会では、振り込め詐欺に始まる各種犯罪が一向に減少しません。独居老人、孤独死の問題をどう取り組んでいくかなどの課題も大変多いのです。

今回の請願は、いつでも誰でも気軽に立ち寄れる施設で、交流から生まれる仲間づくり、各種悩みの相談場所としても有効な施設となることは確信できます。超高齢化時代に向けて増大する課題と責任感での要望でもあります。せっかくの老人クラブ連合会のやる気をそいではなりません。

以上、意見を付して賛成討論といたします。

議長

(山口経正議員)

次に、反対討論はありませんか。

12番、喜々津英世議員。

12番

(喜々津英世議員)

私は、請願第6号、長与町老人クラブ連合会の交流施設の新設に関する請

願に反対の立場で討論いたします。

まず申し上げておきたいのは、請願の要旨に、本格的な高齢化社会を迎え、老人クラブ並びに連合会の責務と課題はますます増大するというふうに記載されております。責務と課題については触れられていませんけれども、老人クラブ連合会としてこれらのことに真剣に取り組んでいこうという姿勢には大いに賛同し、敬意を表するものであります。

請願の要旨は、連合会は老人福祉センターの2階の部屋を借りて事務処理を行っている。部屋の使用は社会福祉協議会への許可を申請しなければならず、自由に対応できる部屋もないというふうに書いてあります。この文脈から見ると、老人クラブ連合会が誰はばかることなく自由に使える、使用できる連合会の拠点となる施設をつくってほしいということであると理解しております。

本町には、長与町公民館、高田及び上長与の地区公民館を初め、町内各地に多くの施設があります。各種会合やイベント等に利用されております。このように長与町の集会、研修施設は充実をしていると考えております。

各種施設は町民の共有財産でもあることから、利用に当たっては重複することもあります。調整が必要になることもあると思います。施設を利用する場合は施設の借り入れの申請をすることは当然であり、これら借用の一連の手続は条例等で定められており、利用する者の責務であると考えます。

平成25年度決算で見る町の財政は、実質収支比率は悪化の一途をたどっております。経常収支比率は0.5ポイント改善していますけれども、財政構造は依然として硬直化の状態であります。将来負担比率は若干改善したものの、平成21年度と比較すると7.6ポイント悪化をしております。町債の残高は149億8,900万あります。図書館建設や老朽化施設への対応などより債務負担行為予定額も増加することは必至であり、今後、将来負担比率の悪化は避けられないと考えております。24年度の決算のデータでは、県下21の市町の中で実質公債費比率は5番から7番に下がりました。将来負担比率も7番から8番へ下がります。県下の平均よりもよいものの、順位を落としております。

町も議会も、ともに町政の発展と町民福祉の向上に責任を負っています。この前提となるのが財政の健全化であると考えます。あれもこれもから、あれかこれかの時代になっております。この種の請願を認めれば、ほかの各種団体から次々に請願が出されることは予想されます。こういったことを踏まえて、この請願に対する反対討論といたします。

議 長 (山口経正議員)

次に、賛成討論はありませんか。

3番、内村博法議員。

3番 (内村博法議員)

請願第6号、長与町老人クラブの拠点となる交流施設の新設に関する請願書について賛成の立場から討論いたします。

請願書によりますと、長与町老人クラブは現在、老人福祉センターの2階

にあり、非常に狭い環境で事務処理を行っているとのことでもあります。今後の超高齢化の進展を考えると、会員や高齢者の方々の交流の場や親睦の場が確保できるような場所・拠点にしたいとの理由から今回、請願書を提出したとのことでもあります。

私も現在の事務所を見ましたが、四畳半の約2坪の部屋にロッカーや5人分の椅子が置いてある劣悪な環境でありました。人の踏み場もありませんでした。

既に御存じのとおり、老人クラブは公益財団法人として健康づくり、介護予防、ひとり暮らし老人への対応、地域ボランティア活動、仲間づくりの活動など、重要な活動を展開されております。そして、地域のボランティア団体として行政の一翼を担っております。日ごろ地域のために一生懸命にボランティア活動を行っておられる役員や会員の方々には頭が下がる思いでございます。

これから2025年問題が間もなく到来します。これは非常に危機感を私も持っています、2025年問題は。

請願にあるとおり、会員や高齢者の方の交流の場など設備面の充実を図って老人クラブの活動を支援することは大賛成であります。交流施設等の内容としては、事務所のほかに会議室、懇談や懇親の図れる和室、そこを希望されております。私は、その実現方法として、町が保有されている未利用地の活用や未利用家屋の活用など、あらゆる方策について、日ごろ地域のために頑張っておられる老人クラブ連合会のために真剣に誠実に検討していただきたいのであります。

私はこれまで一般質問において、2025年問題や大介護時代に対応するため老人福祉センターの早期建てかえを要望してきました。その理由は、高齢者が住みなれた地域で暮らし続けるには、介護、医療、介護予防、生活支援、住まいの5つのサービスが一体的に提供される地域包括ケアシステムの構築が現在提唱されているからであります。そして国は、このシステムを2025年度までに全国で構築する方針です。

この地域包括ケアシステムの構築を図るためには、地域ボランティア団体や介護ボランティア、認知サポーターなどの協力なくしてはできないのであります。そして、これらの人材の研修や交流の場が必要不可欠であるから、この今回の請願は、この意味において相通じるものがあります。ぜひこの切実な請願の実現を強く要望して、本請願の賛成討論といたします。以上です。

議長 (山口経正議員)

次に、反対討論はありませんか。

次に、賛成討論はありませんか。

反対、賛成、いずれでも結構です。討論はありませんか。

討論なしと認めます。

これで討論を終わります。

これから日程第8、請願第6号、長与町老人クラブの拠点となる交流施設の新設に関する請願書を採決します。

この採決は、起立によって行います。
本請願に対する委員長の報告は、採択です。
本請願を採択することに賛成の方は起立願います。
(起立多数)

議長

(山口経正議員)

起立多数。

よって、本請願は採択とすることに決定しました。

日程第9、発委第6号、長与町議会委員会条例の一部を改正する条例を議題とします。

本案について、提案理由の説明を求めます。

議会運営委員長。

議会運営
委員長

(金子 恵議員)

それでは、提案理由の説明をさせていただきます。

発委第6号、長与町議会委員会条例の一部を改正する条例につきまして提案理由の説明をいたします。

このたびの改正は、長与町議会定数条例改正に伴い、来年4月に行われる一般選挙から、議員定数が20人から16人となるため、現行の3常任委員会とした場合、合議体として機能を発揮できる定数を確保することができないため2常任委員会とし、常任委員会の構成及び委員定数を変更するため所要の改正を行うものでございます。

改正の内容といたしましては、まず、第2条第1号につきましては、総務常任委員会を総務文教常任委員会に、委員定数を7人を8人に改め、キ、他の所管に属しない事項をクとし、カの次にキ、教育委員会の所管に関する事項を加えるものでございます。

次に、第2条第2号につきまして削除するものでございます。

次に、第2条第3号につきましては、建設産業常任委員会を産業厚生常任委員会に、委員定数6人を8人に改め、オ、生活福祉部の所管に関する事項を加え、第2条第2項にするものでございます。

次に、第2条第3号につきましては、議会広報広聴常任委員会8人、ア、議会の広報に関する事項、イ、議会の広聴に関する事項を加えるものでございます。

これまで議会広報調査特別委員会と議会広聴調査特別委員会とを別々に特別委員会として設置をしておりましたが、町民とともに歩む議会を目指す議会基本条例の精神に基づき、広報広聴機能の充実強化のため常任委員会とするものでございます。

次に、第6条第2項につきましては、資格審査特別委員会及び懲罰特別委員会の委員定数の9人を8人に改めるものでございます。

施行は平成27年4月30日からといたしております。

以上が本議案の主な内容でございます。よろしく御審議のほどお願い申し上げます。

議長

(山口経正議員)

これから質疑を行います。

質疑はありませんか。

質疑なしと認めます。

これで質疑を終わります。

ただいま議題となっています発委第6号は、会議規則第39条第3項の規定により、委員会付託を省略したいと思えます。

御異議ありませんか。

(「異議なし」の声あり)

議長 (山口経正議員)

異議なしと認めます。

よって、発委第6号は、委員会付託を省略することに決定しました。

これから発委第6号の討論を行います。

まず、反対討論はありませんか。

次に、賛成討論はありませんか。

反対、賛成、いずれでも結構です。討論はありませんか。

討論なしと認めます。

これで討論を終わります。

これから日程第9、発委第6号、長与町議会委員会条例の一部を改正する条例を採決します。

本案は、原案のとおり決定することに御異議ありませんか。

(「異議なし」の声あり)

議長 (山口経正議員)

異議なしと認めます。

よって、本案は、原案のとおり可決されました。

日程第10、議員派遣の件を議題とします。

お諮りします。

会議規則第129条の規定により、お手元に配付のとおり議員を派遣したいと思えます。御異議ありませんか。

(「異議なし」の声あり)

議長 (山口経正議員)

異議なしと認めます。

よって、お手元に配付のとおり議員を派遣することに決定しました。

日程第11、委員会の閉会中の継続調査申し出を議題とします。

議会運営委員長から、目下、委員会において調査中の事件について、会議規則第75条の規定によって、お手元にお配りしました申出書のとおり閉会中の継続調査の申し出があります。

お諮りします。

議会運営委員長から申し出のとおり、閉会中の継続調査とすることに御異議ありませんか。

(「異議なし」の声あり)

議長 (山口経正議員)

異議なしと認めます。

よって、議会運営委員長から申し出のとおり、閉会中の継続調査とすることに決定しました。

以上で今定例会に付議されました議案の審議は全部終了しました。

お諮りします。

会議規則第45条の規定により、今期定例会において決議された案件について、字句、数字、その他軽微な整理を要するものがあった場合、その整理を議長に委任されたいと思います。これに御異議ありませんか。

(「異議なし」の声あり)

議長 (山口経正議員)

異議なしと認めます。

よって、これら整理を要するものにつきましては議長に委任することを決定しました。

以上で本日の議事日程は終了します。

閉会に当たり町長から発言の申し出がありますので、許可します。

町長。

町長 (吉田慎一君)

皆さん、12月定例会、本当に御苦労さまでした。ありがとうございました。

12月は師走とよく言ったもので、本当に慌ただしい毎日になってまいりました。昨日は衆議院議員選挙で、議員各位、大変お疲れのことだと存じます。本町では午前0時50分の開票● でございましたけれども、0時50分の開票● でございました。今回の投票率は、前日、期日前投票の16.4%を含め50.94%で、前回よりも長与の場合は6.8ポイント下回っております。

それでは、第4回長与町議会定例会の閉会に当たりまして、一言御挨拶をさせていただきます。

去る2日に開会をしていただきました本定例会議でございますけれども、先ほど議案等につきまして、それぞれ御決定をいただきましたことを、まずもって御礼を申し上げたいというふうに思っております。

今回の定例会におきましては、多くの議員の皆様から新図書館につきましての御質問をいただきました。建設計画に当たりまして説明不足の点多々あったかと感じております。議員各位の思いを真摯に受けとめまして、対処をしていきたいというふうに考えておりますので、御理解を賜りたいと思います。

さて、ことし1年を振り返りますと、御審議いただきました議案87件、また、延べ57人の議員の皆さんから127件という多くの御質問をいただいております。回答に対しましていろんな不手際あったというふうに思いますが、とにかく回答を申し上げた点につきましては誠心誠意実現へ向けて努力をしてみたいと考えておりますので、今後とも御指導いただきますようお願いを申し上げます。

ことしももう残り少なくなってまいりました。いよいよ来年は統一地方選という、そういう闘いも待つわけでございますけれども、議員各位におかれましては、どうか御自愛をいただき、御活躍を賜りますようお願いを申し上げます次第でございます。

本当にことし1年、大変お世話になりました。心から感謝を申し上げ、どうか来年、来るべき年が議員各位にとりましてもすばらしい年でありますことを心から御祈念申し上げ、お礼の言葉にかえさせていただきます。本当にありがとうございました。

(山口経正議員)

次に、閉会に当たり、私から一言申し上げます。

本定例会では、一般会計補正予算初め条例改正案件などの10本の議案と、議員提出議案である条例改正1本、それと住民で組織された団体から提出された請願2本が審議され、おのおのの判断が下され、議決結果が出されたところであります。

今議会では、一般質問においても新図書館建設に関する議論が集中し、また、先般開催した議会報告会においても参加者の方から新図書館についての御意見をいただいたところでございます。また、これに続いて、長与町新図書館に係る請願書が提出されました。新図書館に対する町民の皆様の高さを感じますとともに、執行部側には、十分な説明の機会を果たし、多くの住民が集う充実した拠点としての館を建設することが求められていると思われまます。執行部側のなお一層の努力を期待いたします。

さて、ことし1年、さまざまな出来事が起こりました。特に自然の猛威と壮大さを感じさせる災害が多かったような気がいたします。多くの犠牲者が発生した広島市の集中豪雨による土砂災害、御嶽山の突発的な噴火災害、辛うじて人命被害を免れた長野県北部の直下型地震災害など、数々ございました。おのおのが日ごろから備えを怠らないことが大切です。行政におかれてもますます住民の安全と安心の充実に努力されることを切望するものでございます。

去る10月から11月にかけて、長崎がんばらんば国体、がんばらんば大会が開催されました。少年女子ソフトボール競技においては、参加チームの応援に各地域が熱心な応援を繰り広げていただいたことや、町民一丸となったおもてなしが感動を呼び、各方面から大きな反響がありました。フットベースボール競技においても小・中学校別の見事な応援によって長崎県チームが第3位に入る活躍があり、高円宮妃殿下をお迎えしての決勝戦など、見応えのあるプレーで町民の皆様にも大きな感動がありました。大成功のうちに終了したことは町民皆様の御理解と御協力のおかげであり、感謝にたえない次第であります。まことにありがとうございました。

また、所管をされました国体事務局に御苦勞に対し、御礼を申し上げます。

本年の国体運営に対しましても皆様方の御協力に感謝を申し上げますとともに、来る年も皆様方にとって輝かしい新年が訪れますように御祈念申し上げます。私の1年納めの言葉といたします。ありがとうございました。

これにて会議を閉じます。

これで平成26年度第4回長与町議会定例会を閉会します。お疲れさまでした。

(閉会 11時42分)

地方自治法第123条の規定により、署名する。

長崎県西彼杵郡長与町議会議員

署名議員

署名議員